

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン パートナーシップ規程

第1条（適用）

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、GCNJという）のパートナーシップ制度について定める。なお、本パートナーシップ制度は、GCNJ定款第6条とは独立した扱いとする。

第2条（目的）

本パートナーシップは、GCNJの目的、課題を共有する企業または団体と協働することにより、相互の事業、課題解決への貢献ならびに質的向上、価値向上を目的とする。

第3条（活動内容）

本パートナーシップは、第2条の目的を達成するための活動とし、一時的なイベント、テーマ活動に関する協力・後援等は対象としない。

第4条（パートナーの種別）

パートナーの種別は、次の2区分とする。

- (1) ガバメント・パートナー：本パートナーシップに賛同する国際機関、政府機関、および自治体とする。
- (2) コラボレーション・パートナー：本パートナーシップに賛同する法人格を有するNGO・NPO 団体、財団・社団法人、企業、教育機関・研究機関、その他の団体とする。

第5条（パートナーの認定）

- (1) パートナーの認定は、パートナーシップにおいて行う活動内容、規模等を勘案し、本条第2項に定める承認組織が指定する必要書類を起案者が提出し、これを承認組織が審査、承認することにより行う。但し、審査対象のパートナー候補が公序良俗に反する、反社会的である、またはそのような団体と関係があると認定された場合、パートナーシップによる活動の内容如何に拘らずパートナーとして認定しない。
- (2) パートナーの認定は、協働する活動計画の起案毎に次の過程を経て認定する。
 - ① ガバメント・パートナー：GCNJ事務局の起案により、GCNJ理事会にて審査・承認する。パートナー契約の形態は覚書にて取り交わし、その期間はGCNJとパートナー双方協議の上定める。
 - ② コラボレーション・パートナー：GCNJ事務局、正会員、分科会の起案により、GCN

J 経営執行委員会にて審査・承認する。パートナー契約の形態は覚書にて取り交わし、その期間はG C N J とパートナー双方協議の上定める。

第6条（費用）

パートナーシップの関係維持において、費用は発生しない。但し、パートナーシップによる活動に要する費用は、双方協議の上負担する。

第7条（パートナーシップの解消）

次のいずれかに該当する場合には、パートナーシップを解消する。

- (1) パートナーシップ契約期間が満了したとき
- (2) 所定の様式によるパートナーシップ解消届をもって解消したい旨を届け出たとき
- (3) パートナーシップを締結した企業、団体等が解散したとき
- (4) 第5条で規程される承認組織が、公序良俗に反する、反社会的として本パートナーシップのパートナーに不適當であると認めたとき

第8条（本規程の改廃）

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

平成25年5月20日制定

平成25年5月30日施行

平成27年7月1日改定